

事務連絡  
平成 25 年 3 月 28 日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局  
振興課  
老人保健課

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に基づく要介護認定等に関する事務の実施について（依頼）

介護保険行政の推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難を余儀なくされた事態に対処するため、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成 23 年法律第 98 号）（以下「原発避難者特例法」という。）が平成 23 年 8 月 12 日に施行され、避難住民に係る事務を避難先の地方公共団体において処理することとができる特例が設けられているところです。

また、原発避難者特例法第 5 条第 1 項の規定に基づく指定市町村から避難住民に関する事務の届出を踏まえ、同条第 3 項の規定に基づき、平成 23 年 11 月 15 日に、避難住民に係る事務が告示されているところです。

これにより、要介護認定及び要支援認定に関する事務や介護予防等のための地域支援事業に関する事務（以下「要介護認定等に関する事務」という。）についても、指定市町村において処理することが困難な事務であるとして、避難先の市区町村において処理することとされているところです。

東日本大震災の発生から 2 年が経過しておりますが、現在でも、福島県の市町村を対象に警戒区域等が設定されており、多くの住民が避難を余儀なくされている状況が継続しています。このため、避難住民に係る要介護認定等に関する事務が円滑に実施

されるためには、引き続き、避難先の市区町村において、原発避難者特例法に基づき要介護認定等に関する事務を実施していただくことが必要です。

つきましては、今般、別添のとおり原発避難者特例法に基づく要介護認定等に関する事務処理手順や関連通知を送付いたしますので、避難先市区町村において避難住民に係る要介護認定等に関する事務が円滑に実施されるよう、貴都道府県内の市区町村に対して周知徹底していただくようよろしくお願ひいたします。

厚生労働省老健局老人保健課

介護認定係 保積 高山

電話：03-5253-1111（内線3944）

e-mail : takayama-yoshiaki@mhlw.go.jp